

②高い海外での医療費、どうカバーする？

株式会社 プレステージ・インターナショナル

海外進出企業の医療に関わる福利厚生体制においては、
下記各種保険の単一加入、もしくは複数加入が一般的となっている。



現地医療制度や保険市場が未成熟な中国や東南アジア地域や、現地医療制度ではサービスレベルに難のある国（イギリス等）への出向者に付保される傾向有り。

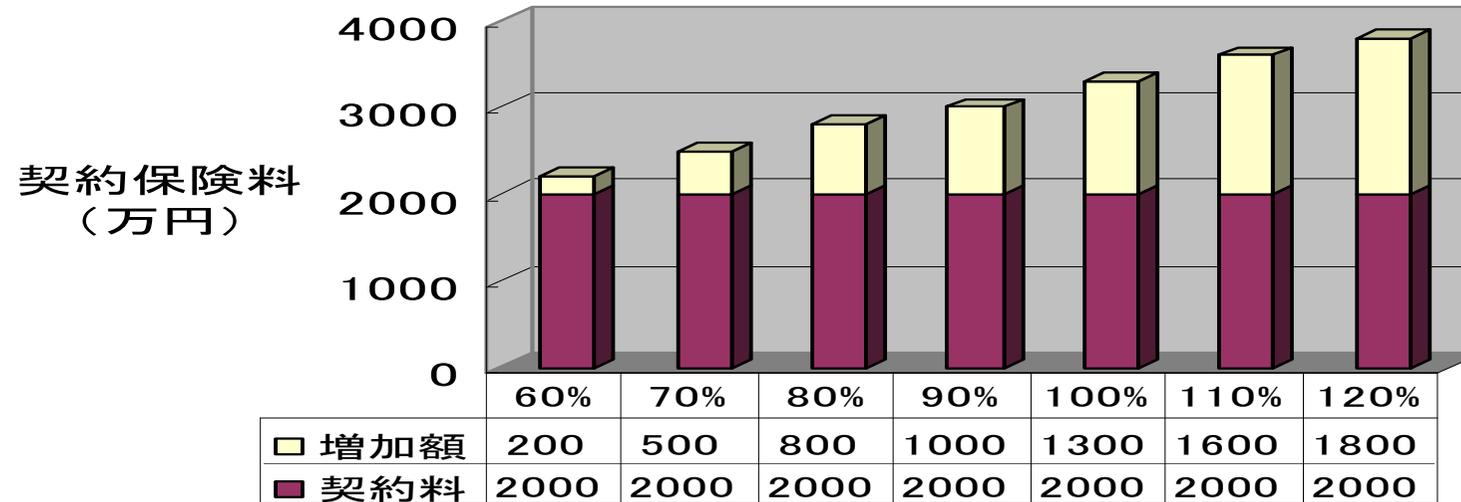
【メリット】

- ・日本人向けの利便性の高いサービス
（24時間日本語サービス＋キャッシュレスサービス）
- ・死亡や後遺障害等が担保されている

【デメリット】

- ・補償範囲が限定されている（既往症、歯科疾病は対象外）
- ・企業包括契約の保険料は近年高騰傾向（次頁参照）

損害率別契約料の増加推移



- 2016年3月に海外旅行保険の基本料率の改定が行われ、多くの企業で負担が増加傾向にある。（約3割）
 ※年間契約をしている企業包括における水準で、保険の組み方により変動有り。
- 海外旅行保険料は実費全額補填となるため、特にキャッシュレス治療等の付帯サービスが充実している地域は利用頻度が高まり、次年度の保険料が上昇する傾向にある。

公的な医療保険制度が無く（高齢者・障害者除く）、各企業が福利厚生制度として運営し、保険プランによって使用制限（受診可能な病院、診療内容、上限）があり、個人の負担割合も異なる。現地雇用社員との公平性や、医療機関へのアクセスの良さ等の観点から多くの日系企業が付保している。

【メリット】

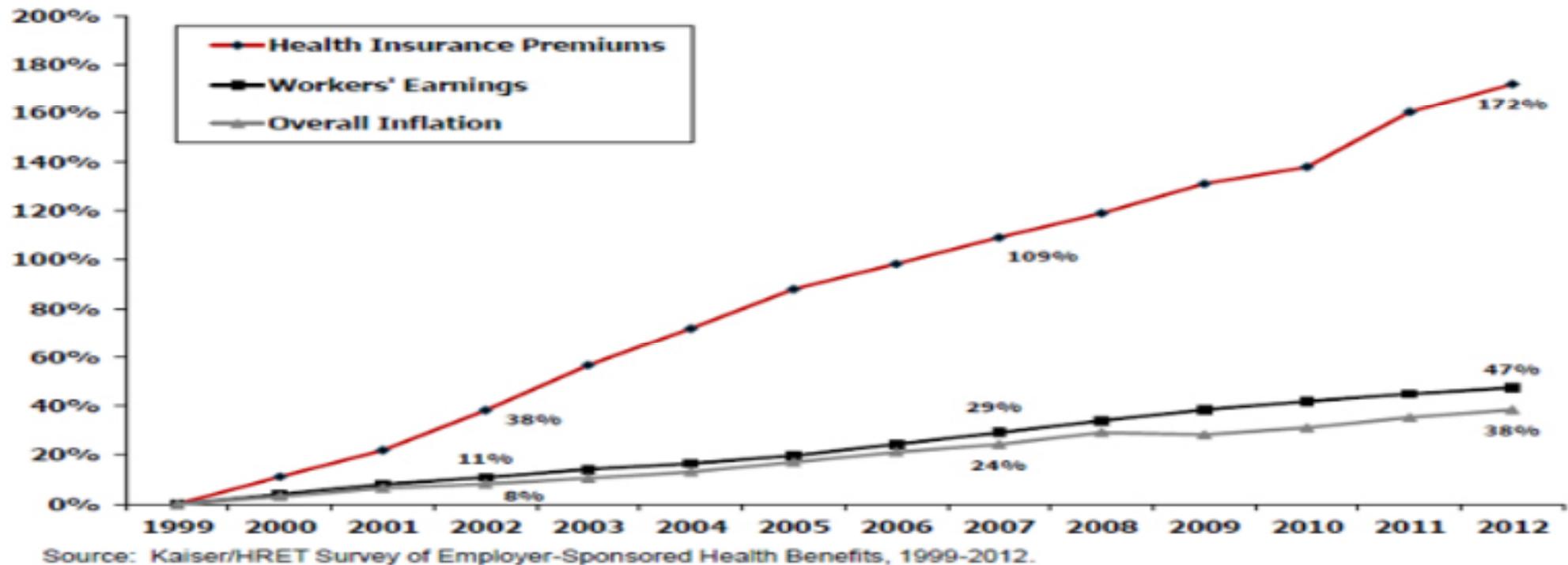
- ・ 現地の医療事情に即した補償内容となっている（高度先進医療等も補償対象となる）
- ・ 現地医療機関に対してアクセスが良く、安心して利用することが可能
- ・ 多くのプランから補償タイプを選択可能

【デメリット】

- ・ 現地医療保険料が高額であり、近年その傾向が顕著（次頁参照）
- ・ 日本人にとって利便性の高いサービスに欠ける

医療保険料・賃金・インフレ率の推移

Cumulative Increases in Health Insurance Premiums, Inflation, and Workers' Earnings



【出展】 Society of Nuclear Medicine and Molecular Imaging (SNMMI)

医療費水準に準じて、保険料も非常に高額で且つ上昇傾向にある

国によっては、同国内の保険への加入義務が課せられたり（ドイツ・台湾等）、一定の条件を満たせば公的医療制度への加入が可能である（デンマーク・スウェーデン・カナダ等）。また日本との社会保障協定が締結された以降も、利便性の高さから、現地保険に継続加入する場合もある（フランス・オランダ等）。

【メリット】

- ・ 現地医療機関に対する知名度が高く、安心して利用することが可能
- ・ 多くのプランから補償タイプを選択可能
- ・ 公的医療制度を利用する場合、低額で医療サービスを受けることが可能

【デメリット】

- ・ 日本人にとって利便性の高いサービスに欠ける

保険に加入していれば、海外滞在中に発生した医療費も還付申請可能（海外療養費制度）。

医療費水準の低い国・地域の医療費支援ツールとして、又は海外旅行保険や現地医療保険の免責部分等を補完する二次的保険として利用される傾向有り。

【メリット】

- ・ 補償範囲が広い（海外旅行保険の対象外相当分も適用）

【デメリット】

- ・ 申請手続きが煩雑なため、申請者が時間や労力を要する
- ・ 給付額が低い
- ・ 海外医療費の正確な審査が困難

海外療養費制度との組合せで、健康保険からの還付金の超過額を補完する二次的ツールとして利用される傾向有り。

【メリット】

- ・ 企業の海外赴任規定等に準じたスキーム設計が可能
(保険の「約款」に縛られない運用)
- ・ 国/地域に関係無くルール化が可能のため、派遣先ごとの不公平感や格差の是正が可能

【デメリット】

- ・ 海外医療費高騰の影響を直接受けやすい
- ・ 事後対応となるため、負担総額の見通しを立てづらい
(予算化が困難)
- ・ 自社で海外医療費の審査等を行う必要があり、間接コストが生じる

欧米での医療費支援方法 複数回答あり

支払方法	全体 58社		社員数499人以下の企業 14社		社員数500人以上の企業 (44社)	
	社数	割合	社数	割合	社数	割合
海外旅行者傷害保険	32	55.2%	9	64.3%	23	52.3%
現地医療保険	32	55.2%	5	35.7%	27	61.4%
日本の健康保険	22	37.9%	8	57.1%	14	31.8%
会社全額負担	14	24.1%	2	14.3%	12	27.3%
その他	5	8.6%	0	0.0%	5	11.4%
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

アジア地域や新興国での医療費支援方法 複数回答あり

支払方法	全体 58社		社員数499人以下の企業 28社		社員数500人以上の企業 (40社)	
	社数	割合	社数	割合	社数	割合
海外旅行者傷害保険	48	70.6%	20	71.4%	28	70.0%
現地医療保険	6	8.8%	1	3.6%	5	12.5%
日本の健康保険	23	33.8%	12	42.9%	11	27.5%
会社全額負担	19	27.9%	5	17.9%	14	35.0%
その他	4	5.9%	1	3.6%	3	7.5%
不明	2	2.9%	1	3.6%	1	2.5%

【出典】 「海外勤務と健康」
「海外派遣社員の医療費支払い体制に関する調査」

一般的な海外医療費支援モデル



現地の医療事情や医療制度に合わせて、各地域ごとに優先利用する保険を変えている。

地域 優先順位	米国	欧州		アジア
1	現地医療 保険	海外 旅行 保険	現地医療 保険	海外 旅行 保険
2	国内健康保険			
3	医療費実費支給			

本PDFファイルに掲載している文章、画像、表、グラフなどのコンテンツの著作権は、株式会社プレステージ・インターナショナルまたは正当な権利を有する第三者に帰属しています。これらのコンテンツの一部または全部を著作権法第30条に規定する私的使用以外の目的で複製することはできません。

著作権者の承諾なしに本書の一部または全部をWebサイトに転載すると著作権法違反となり、3年以下の懲役、又は300万円以下（法人に対しては最高1億円）の罰金が課せられます。

著作権法第32条では、

「公表された著作物は、引用して利用することができる」と規定されていますが、その文章に続けて「その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上、正当な範囲内で行なわれるものでなければならない」と規定されています。

ただ単に出所を表示しただけでは、著作権法で定められた「引用」として扱われませんので、ご注意ください。